

毎年8月1日現在をもつて行う、夏期農業基本調査の実施が近づきました。この調査は、農業県である本県にとっては、その結果がただちに農林行政に結びつく大切な調査であります。

今年の調査内容は、昨年といくらか違っていますので市町村関係者および調査員各位の御協力を特にお願いたします。

### 昭 和 三 十 三 年 夏 期 農 業 基 本 調 査 要 綱

#### 1. 調査の目的

この調査は、茨城県農業基本調査規則（昭和28年茨城県規則第58号）第2条の規定に基づき、農業の実態を調査し、農業経営改善、農林行政施策の基礎資料を作成するために市町村の協力のもとに実施する。

#### 2. 調査の時期

昭和33年8月1日現在によつて行う。

#### 3. 調査の範囲

調査の時期に現存する、次の農業事業体につき実施する。

- 1 農業事業体（農家及び学校、会社、協同組合、試験場、その他共同経営）等全般にわたつて行う。
- 2 農業事業体の最低規模は、経営耕地面積5畝以上とする。

#### 4. 調査事項

- 1 世帯主（管理者）の氏名
- 2 農家人口（男、女別）
- 3 経営土地の面積
- 4 水稲苗代の坪数
- 5 夏作物の作付面積
- 6 家畜の異動状況
- 7 サイロの所有基数

#### 5. 調査の機関

- 1 市町村長は、知事の指揮を受けて、その区域内の調査を執行する。

- 2 市町村長は、調査を執行するために、調査員を調査の担当者としてこれが指揮にあたる。

#### 6. 調査及び集計

- 1 調査員は、市町村長の指揮を受け、担当区域内の農業事業体の世帯員（管理者）に調査票を配付するとともに記入を依頼する。
- 2 調査員は調査が終了したならば、調査票に記入られや誤記がないことを確かめた後、農業事業体名簿の順に調査票を整理し、8月5日までに市町村長に提出する。
- 3 市町村長は調査員から提出された調査票を審査し、不備の点は調査員に再調査させ、調査票が完全になつたならば市町村結果表の作成にあたる。
- 4 集計の方法は、別冊結果表作成要領参照のこと。

#### 7. 結果表の作成及び結果表の提出

- 1 市町村長は、市町村結果表3部を作成し、2部を調査票とともに8月25日までに支庁長に提出する。
- 2 支庁長は、市町村から提出された結果表を審査し、不備の点は市町村長にただし、市町村結果表が完全になつたならば、郡結果表を作成し、市町村結果表1部を支庁に保管し、一部を調査票及び郡結果表とともに9月5日までに知事に提出する。

#### 8. 結果の公表

- 1 県において内容を審査し、集計完了後すみやかに公表する。